

## 第22回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年2月26日(木)  
開 会 午後2時00分  
閉 会 午後3時43分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について  
議案第4号 地域計画変更(案)に対する意見について
4. 報告事項  
報告事項  
(1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について  
(3) 農地賃貸借権解約について  
(4) 農地使用貸借権解約について  
(5) 非農地証明願出について  
(6) 令和8年度名取市農作業標準料金の設定について
5. 出席委員(27人)  
会長 15番 引地 長一  
農業委員 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子 4番 大友 政基  
5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治 7番 佐伯 美和  
8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭 10番 相澤 喜美  
11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩  
14番 大内 繁徳  
欠席委員 1番 板橋 英昭  
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 5番 長田 満  
6番 渡邊 定信 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕  
9番 武田 由美子 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博  
12番 松浦 崇 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗  
15番 川村 吉則  
欠席推進委員 3番 菅野 弘一 4番 齋 重昭
6. 事務局出席職員  
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

## 第22回名取市農業委員会総会議事録

### 【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第22回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員13名、計27名出席です。  
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

### 【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

4番 大友 政基 委員      5番 遠藤 勝典 委員

#### ◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。佐藤勝浩代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

第1班代表委員の佐藤勝浩です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年2月26日提出。

番号1、大字・字・地番、小塚原字大南37番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は162㎡。転用目的は資材置場及び駐車場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は㎡あたり1,852円、総額300,000円。砂利・砂置場、従業員駐車場2台、中型車両1台。追認事案で顛末書の提出があります。

議案第1号につきましては、2月24日の担任委員会で現地調査を行い、代理人等より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページから3ページをご覧ください。

1番、申請地は、名取市斎場から1,100mほど西、農道閑上75号及び149号沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外の第1種農地となります。

なお、第1種農地は、原則、転用不許可となりますが、農地法の運用通知、第2の1の(1)のイの(イ)のfの例外基準に基づき、許可することができるとされています。

譲受人は、市内で舗装土木業を営んでおり、本社事業所から約500mと近い場所にあり、適地であったことから、今回、申請に至ったものです。

申請地は、東側の宅地105番1と一体的に利用することとなります。盛土は行わず、土砂流出防止対策として、砕石を10cm程度、敷設整地することとし、周辺農地への土砂の流出は発生しないと考えます。農業用排水路からの取水排水はありません。雨水は、自然浸透とし、汚水は発生しないものです。申請地を含め、周辺付近においては、年数回の草刈りを行うこととしています。

なお、周辺農地や農道へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしており、車両等からの油流出や周辺側溝の維持管理に注意を払うようお願いしました。

また、申請にあたり、現地は、既に砂利で整地されており、転用手続き遺漏が判明しています。

今回の件につきましては、申請人が相続で取得した土地ではあるものの、顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。

番号2、大字・字・地番、愛島小豆島字松崎19番5、地目は登記現況ともに畑、登記面積は49㎡。転用目的は宅地(庭)。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は㎡あたり4,082円、総額200,000円。これも追認事案で顛末書の提出があります。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容については、担任委員会資料の4ページ及び5ページをご覧ください。

2番の申請地は、愛島小学校から1,200mほど東で市道周防崎線沿いに位置し、農業振興地域外の第2種農地となります。

譲受人は、申請地の北側、19番2に居住しており、居住地は、実父より相続し、令和7年より現在まで居住しています。今回、申請地の所有者からの指摘により、誤って宅地・庭として利用していたことが判明し、申請に至ったものです。

申請地は、既に居住地と一体的に擁壁が施工され、周辺農地より1mほど盛土されていますが、周辺農地への土砂流出の発生はしない状況にあります。また、農業用排水路からの取水排水はありません。雨水は、宅地と一体的に水路に排出することとし、汚水は発生しないものです。

なお、申請にあたり、現地は、既に宅地として利用されており、転用手続き遺漏が判明しています。

今回の件につきましては、申請人が相続で取得した土地と併せて、宅地として利用したもので、譲受人、譲渡人の前所有者がどのような経緯で現在に至るのか不明な点もあるものの、顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。

議案第1号につきましては、追認事案ではありますが申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の大内伸一委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、資材置場及び駐車場への転用であり、盛土は行わず、砕石敷きとします。周辺農地への土砂流出は発生しないと考えます。雨水は、自然浸透とし、汚水は発生しないとのことです。農業用排水路からの取水排水はありません。また、法面の草刈り、車両からの油流出防止や農業用側溝維持管理をお願いしました。なお、申請の際、転用手続き遺漏が判明し、申請人からは、顛末書が提出されており、追認はやむを得ないと考えます。

2番は、宅地・庭への転用であり、既に周辺農地とは、コンクリート擁壁で分断されており、土砂の流出は発生しません。雨水は、既存水路に排出し、汚水は発生しないとのことです。農業用排水路からの取水排水はありません。なお、申請の際、転用手続き遺漏が判明し、申請人からは、顛末書が提出されており、追認はやむを得ないと考えます。

議案第1号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

## 《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

### ○ 議長（引地長一会長）

議案第2号に入る前に、議案と関連がありますので、渡邊正明委員、松浦岩男委員、山路康則推進委員、松浦正博推進委員、川村吉則推進委員は退席をお願いします。

〔渡邊正明委員退席〕

〔松浦岩男委員退席〕

〔山路康則推進委員退席〕

〔松浦正博推進委員退席〕

〔川村吉則推進委員退席〕

### ○ 議長（引地長一会長）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。佐藤勝浩代表委員説明をお願いいたします。

### ○ 1班代表委員（佐藤勝浩委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年2月26日提出。

先ず番号1から4番までは、【売買】になります。

番号1、大字・字・地番、高館熊野堂字余方中35番1、地目 登記現況とも畑、同じく余方中36番1、地目 登記現況とも田であります。

登記面積は2筆合計で3, 254㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積、世帯員 労力人につきましては記載のとおりです。

売買単価は10aあたり、614, 629円で総額200万円であります。

番号2につきましては、申請数が多いため要約して説明させていただきます。大字・字であります。愛島北目字切通前が2筆、同じく字南田が1筆、字財蔵前が25筆で合計28筆の申請となっております。地目につきましては、登記上、田が7筆、畑が21筆で、現況は田が3筆、畑が25筆となっております。登記面積は28筆合計で13, 818. 68㎡になります。

譲渡人、譲受人及び経営面積、世帯員 労力人につきましては記載のとおりです。売買単価は10aあたり、318, 410円で総額440万円あります。

番号3、下増田字鶴巻西202番4、地目 登記現況とも田であります。登記面積は1, 846㎡で、譲渡人、譲受人及び経営面積、世帯員 労力人につきましては記載のとおりです。売買単価は10aあたり、500, 000円で総額92万3千円あります。

番号4、小塚原字東中塚623番2、同じく444番3、地目 登記現況とも田であります。登記面積は2筆合計で4, 971㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積、世帯員 労力人につきましては記載のとおりです。売買単価は10aあたり、

402, 334円で総額200万円であります。

続きまして、議案書は6ページになります。

番号5から7までは【贈与】案件になります。内訳として後継者への贈与が2件、貸付耕作者への無償譲渡が1件となっています。

先ず番号5、高館熊野堂字飛鳥下2番7、地目 登記現況とも田、登記面積は1, 511㎡になります。譲渡人、譲受人等は記載のとおりです

番号6、本郷字三合田232番2、同じく字道清198番で2筆とも地目 登記現況とも田であり、登記面積は合計で3, 565㎡になります。譲渡人、譲受人等は記載のとおりです

番号7、上余田字市坪103番 他15筆で地目 登記現況は16筆とも田であります。登記面積は合計で8, 543㎡になります。譲渡人、譲受人等は記載のとおりです。

議案書7ページになります。

番号8、愛島小豆島字柳町228番2外2筆で、地目は登記現況3筆とも田であります。登記面積は合計で10, 518㎡になります。貸付人、借受人等は記載のとおりで、【使用貸借権設定】とする後継者への使用貸借になります。期間は令和8年2月26日より10年間であります。

番号9から議案書22ページの番号73までの65案件につきましては、件数が多いことから、概要説明とさせていただきます。

この65案件の内訳は全て【賃借権設定】となっており、筆数にして215筆、総登記面積は387, 497㎡であります。登記、現況で地目に相違はなく、畑の申請が6筆となっています。なお、番号9から11までの案件は新規の賃借権設定であり、番号12から番号73は、“利用権終了継続”案件であります。

地区毎の申請状況をみますと、主なところで植松地区の41案件、本郷地区10案件、愛島地区7案件となっています。さらに賃借条件等の内容をまとめますと、賃借期間は3年が48件、5年が5件、10年が12件という申請になっています。

また10a当りの賃料に関しては、玄米20kg、50kg、60kgが各々1件ずつ、25kgが2件、30kgが12件、40kgが36件、45kgが2件で、圃場条件により25kgと40kgの併用が9件申請されています。金銭処理は10a当り10, 000円の1件となっている状況です。

今回3条申請の73件につきましては、現地調査及び実情調査を実施していませんが、航空写真確認により農地として適切に作付けや管理がされていると判断できることから、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の大内伸一委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一推進委員）

議案第2号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。1番から4番は、経営規模拡大による売買です。

5番及び7番は、後継者等への贈与です。

6番は、貸付耕作者への無償贈与です。

8番は、後継者への使用貸借です。

9番から11番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。

12番から73番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

詳細については省略させていただきますが、いずれも適切に管理されており、今後とも同様と考えられます。

議案第2号の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第2号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 14番委員（大内繁徳会長職務代理）

質問ではありませんが、1月の総会でお話して、事務局でかなり頑張って見やすく、委員が審議しやすい内容の議案になった事につきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

○ 議長（引地長一会長）

はい、その他はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定いたします。

ここで議案第2号案件は終了となります。渡邊正明委員、松浦岩男委員、山路康則推進委員、松浦正博推進委員、川村吉則推進委員の着席をお願いします。

〔渡邊正明委員入室〕

〔松浦岩男委員入室〕

〔山路康則推進委員入室〕

〔松浦正博推進委員入室〕

〔川村吉則推進委員入室〕

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年2月26日提出。

番号1、大字・字・地番。小塚原字大南37番、地目は登記・現況ともに畑。登記面積162㎡、申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、資材置場・駐車場（令和8年2月、農地法第5条による許可。）

番号2、大字・字・地番。愛島小豆島字松崎19番5、地目は登記・現況ともに畑。登記面積49㎡、申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、宅地（庭）（令和8年2月、農地法第5条による許可。）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第3号について、原案の通り変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定といたします。

《議案第4号 地域計画変更（案）に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第4号地域計画変更（案）に対する意見について議題といたします。関係者の入室を認めますのでお入りください。

生活経済部農林水産課職員

〔小松正晴課長補佐兼水田農業係長入室〕

〔八巻翔太主査入室〕

それでは、議案第4号地域計画変更(案)に対する意見について議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局(渡邊事務局長補佐)

議案書24ページをお開き下さい。

議案第4号 地域計画変更(案)に対する意見について、このことについて、令和8年2月6日付け名農水第315号により名取市長から協議があり、農業委員会の意見を求められているので提案する。令和8年2月26日提出。

1. 意見を求められている内容 別紙のとおり

本日皆様にお配りした資料により担当課からご説明いたしますので宜しくお願いいたします。

○ 担当課(農林水産課 八巻主査)

それでは、議案第4号地域計画変更(案)につきましてご説明いたします。

今回、地域計画の変更点は2点であります。1点目はこれまでの農業委員会の議案で諮られ権利移転が行われたものについて、農業委員会の持つ農地データを基に地域計画を最新の内容に更新します。令和7年3月に全11地区において地域計画が策定されましたが、その後に賃貸借設定等で権利移転のあったものについては、古いデータのままとなっていますので、これらを最新の内容にするため今回纏めて更新するものです。

2点目については、下余田2期地区ほ場整備事業で協議されている内容を地域計画に反映するものです。下余田2期地区で担い手となる農事組合法人高柳ファーム(仮称)を、農業を担う者の一覧に追加します。現在の高柳生産組合が将来農事組合法人高柳ファームとして法人化する予定であります。促進計画を地域間計画に反映するように宮城県から指導されたことから、法人化を待たずに事前に内容を反映するものです。変更点については以上です。

次に変更する理由ですが、5枚目の資料をご覧ください。こちらは地域計画変更マニュアルを一部抜粋したものです。

以下の場合、地域計画を変更する必要があると記載があります。大きく2つに分かれており農業上の利用(事後の変更要)、農業外の利用(事前の変更要)があり、農地転用については事前の変更を要することから、申請がある都度変更してまいりました。農地転用以外の場合は事後の変更で構わないことから権利移転等について、今回纏めて行っているものです。以上が地域計画を変更する理由です。参考までに地域内の農業を担う者の一覧を掲載しています。権利移転のあった部分について赤字で表示しています。以上宜しくお願いいたします。

○ 議長(引地長一会長)

ただいま担当課から説明がなされました。質問はありませんか。

○ 8番委員(渡邊正明委員)

一覧表で赤色の数字があるが、黒色との区分は何か。10年後の目標年度が令和12年度になっていますが、いつからの計画になるのでしょうか、今からだと5年間の計画になるのではないのでしょうか。

○ 担当課（農林水産課 八巻主査）

先ず、経営面積で赤色の部分は、令和7年3月に地域計画策定後に農地法第3条などで権利移動により耕作面積に変更があったものを赤色で表示しています。

目標年度の件は、地域計画の様式が10年後となっており、変更できない部分で、さらに期間を市の基本構想にあわせるルールになっていることから、目標年度12年度としているところです。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

経営面積についての定義を示してほしい。各地区に同じ担い手が出てきており、地区毎の耕作面積になっているようです。また、作業委託面積は0となっているが何故ですか。また、面積の表示についてはhaで小数点第4位であり、単位コンマを揃えて見やすくしていただければと思います。

○ 担当課（農林水産課 八巻主査）

各地区毎の耕作面積を経営面積としています。作業委託面積は権利移動の正式な手続きでは無いことからカウントしていません。

面積表示については単位を揃えるようにしたいと思います。

○ 14番委員（大内繁徳会長職務代理）

一覧の中で、現状と10年後に経営作物等欄がありますが、作物の記載があるところと無いところがあります、どの様な振り分けになっているのでしょうか、教えて頂ければと思います。

○ 担当課（農林水産課 八巻主査）

策定時点でアンケート調査等を行っており、把握できたものをなるべく掲載するように反映しています。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

自分の所を確認していますが、増田地区の中で耕作面積が違うところがありますが、確認いただきたい。

○ 担当課（農林水産課 八巻主査）

耕作面積につきましては、農業委員会のデータを基に作成しているもので、後日個別確認して回答いたします。

○ 事務局（仙石局長）

農業委員会のデータを基に作成していますので、一度確認した上で回答させていただきます。よろしくお願いします。

○ 担当課（農林水産課 小松課長補佐兼係長）

只今の件、こちらで持ち帰り確認しますと回答いたしましたが、局長からお話あったとおりなので、農業委員会からの回答で宜しいでしょうか。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

了解しました。追って確認し回答いたします。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。あとは、宜しいでしょうか。

ないようですので、それでは採決に入る前に担当課（農林水産課職員）の退席をお

願います。

生活経済部農林水産課職員

〔小松正晴課長補佐兼水田農業係長退席〕

〔八巻翔太主査退席〕

○ 議長（引地長一会長）

では採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り変更することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案の通り決定といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（5）非農地証明願出について》

《報告事項（6）令和8年度名取市農作業標準料金の設定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について、（3）農地賃貸借権解約について、（4）農地使用貸借権解約について、（5）非農地証明願出について、（6）令和8年度名取市農作業標準料金の設定について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（6）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

議案書25ページ、報告事項1農地法第5条の規定による届出について、番号2の案件ですが、持分2分の1を売買となっておりますが、残った2分の1はどうなるのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

事務局お願いします。

- 事務局（仙石局長）  
暫時休憩をお願いします。
- 議長（引地長一会長）  
暫時休憩をとります。
- 議長（引地長一会長）  
再開いたします。
- 10番委員（相澤喜美委員）  
一つ宜しいでしょうか。議案書29ページの報告事項（4）番号2について、令和8年2月1日付で農地法第3条による使用貸借権を解約するとなっておりますが、議案書7ページ番号8で後継者への使用貸借として令和8年2月26日より10年間となっておりますが、これはどの様なケースだったのでしょうか。
- 事務局（伊藤主査）  
こちらは元々使用貸借権が付けられていた物件ですが、契約期間が満了となっており、通常であればそのまま継続になるものですが、経営移譲年金の手続きに絡み受給資格を確保するために更新手続きが必要となり、一旦解約した上で改めて設定をする内容となります。
- 10番委員（相澤喜美委員）  
分かりました。
- 議長（引地長一会長）  
それでは、報告事項（1）から（6）について説明を受けご理解を賜りました。これにつきましては承認といたします。

### 《その他》

- 議長（引地長一会長）  
その他に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（仙石事務局長）  
〔3月の農業委員会行事日程について説明した。〕  
〔2月の農家相談内容について報告した。〕
- 事務局（伊藤主査）  
活動記録簿の件ですが、交付金事業実績として4月上旬に報告が必要となります。皆様にはお忙しいところ申し訳ありませんが、次回3月の総会時に令和7年度分としてもれなく提出いただきたくよろしくお願いいたします。
- 議長（引地長一会長）  
よろしいですか。その他ありませんか。
- 11番委員（松浦岩男委員）  
令和8年度の農地中間管理機構の受付窓口が変更になるという話を聞いているが

どの様になっていますか。

○ 事務局（仙石事務局長）

中間管理の賃貸につきましては、従来通り農協営農センターが窓口ですが、買取事業については農業委員会が窓口になってほしいと機構からは要望を受けているところであります。先日、この件についての説明会がありましたが、他市町からは年度末に言う話では無い、押し付けではなく協議した上で進めるべきとの意見があり、決定には至りませんでした。今後引き続き検討内容が示されることと思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

その他ありませんか。

ないようですので、これをもちまして第22回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後3時43分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和8年2月26日

名取市農業委員会  
議 長

引地 長一

署名委員4番

上石野 晃

署名委員5番

遠藤 勝典